

遅延理由書

このたび、 年 月 日に を変更しました。

登録販売者名簿の登録事項の変更については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第159条の9に基づき、30日以内に変更の届出をしなければなりませんでしたが、失念しておりました。

薬事関係法規を再確認し、今後は、規定事項を遵守いたしますので、今回につきましては寛大な措置をお願いいたします。

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所

氏 名